

吹抜け等*の仮想床面積の計算方法について

最終更新日：平成 24 年 12 月 28 日

住戸内に吹抜け空間を有する場合は、当該吹抜け部分に仮想床があるものとみなして、床面積を計算すること。仮想床の面積は、吹抜けが存する主たる居室、その他の居室又は非居室の面積に加えることとする。吹抜け部分の仮想床は各階の床面に設けることとし、仮想床からの天井の高さが 2.1m 未満の場合は除く。

天井の高さが 4.2m 以上の場合にも仮想床があるものとみなして、当該居室又は非居室の床面積を 2 倍として床面積を計算すること。

天井の高さは室の床面から測り、吹抜け部分又は 1 室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

※「吹抜け等」とは、吹抜け及び天井の高さが 4.2m 以上の居室及び非居室を指す。ここでいう「吹抜け」とは、複数の階をまたいで床を設けず上下方向に連続した空間を指す。